令和5年2月22日規程第21号

那須烏山市境財産区地域施設等補助金交付規程(平成17年10月那須烏山市規程第137号)の全部を改 正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、那須烏山市境財産区に属する自治会等が集会施設等の新築等に要した費用の一部を補助し、住民福祉の向上に資することを目的として交付する那須烏山市境財産区補助金(以下「補助金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金等交付規則との関係)

第2条 補助金は、この規程の定めるところにより交付するものとし、この規程に定めのない手続その他の取扱いについては、那須烏山市補助金等交付規則(平成17年10月那須烏山市規則第46号)の 定める手続その他の取扱いを適用することができる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、那須烏山市境財産区に属する自治会(2以上の自治会が共同する場合を含む。以下「自治会等」という。)とする。

(補助対象施設)

- 第4条 補助金の交付の対象とする施設(以下「補助対象施設」という。)は、自治会等が新築、増築、改築及び修繕並びに解体撤去(以下「新築等」という。)をする施設であって、次に掲げる施設をいう。
 - (1) 集会施設(新築等に要する経費が10万円以上のものに限る。)
 - (2) 消防団詰所(新築等に要する経費が10万円以上のものに限る。)
 - (3) 前2号に準ずる施設で境財産区管理者(以下「管理者」という。)が認めるもの(新築等に要する経費が20万円以上のものに限る。)

(補助金の補助対象経費等)

第5条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、補助金の交付に係る補助対象経費、補助率及 び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでな い。

(補助金の交付回数)

- 第6条 補助金の交付は、第4条各号の補助対象施設ごとに1回限りとする。
- 2 前項の規定は、他の自治会と共同して補助金の交付を受けた自治会についても適用する。 (補助金の交付申請)
- 第7条 補助金の交付の申請をしようとする自治会等(以下「申請者」という。)は、境財産区補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて管理者に申請するものとする。
 - (1) 事業計画書(別記様式第2号)
 - (2) 収支予算書(別記様式第3号)
 - (3) 設計書等の設置する施設等の内容を明らかにする書類の写し
 - (4) 設置に要する費用の見積書の写し及び明細書
 - (5) その他管理者が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 管理者は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審

査、現地調査、その他必要な審査及び調査を行い、補助金を交付することに決定したときは境財産 区補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により、補助金を交付しないと決定したときは境財産 区補助金不交付決定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

- **第9条** 管理者は、前条の規定による補助金の交付の決定をするときは、次の各号に定める条件のうち、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。
 - (1) 補助対象施設の新築等(以下「補助対象事業」という。)に要する経費の配分の変更その他 補助対象事業の内容の変更(第11条第3項に定める軽微な変更を除く。)をするときは、管理者 の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業を行うために締結する契約のうち、建設工事の完成を目的とした契約を締結するときは、当該契約の相手方が当該建設工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
 - (3) 補助対象事業を休止し、又は中止するときは、管理者の承認を受けること。
 - (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに管理者に報告し、その指示を受けること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために管理者が必要と認めること。

(申請の取下げ)

- 第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた自治会等(以下「交付決定者」という。) は、当該通知を受けた日から10日を経過する日までに(補助対象事業の執行を取りやめ、又は補助金の交付を受ける必要がなくなったときにあっては、速やかに)境財産区補助金交付申請取下書(別記様式第6号)により申請の取下げをすることができる。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この期間を短縮し、又は延長することができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助対象事業の内容の変更の承認等)

- 第11条 交付決定者は、第7条の規定による申請の内容(以下「申請内容」という。)を変更しようとするときは境財産区補助金申請内容変更承認申請書(別記様式第7号)により管理者に申請し、 その承認を受けなければならない。
- 2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、当該補助対象事業の変更を承認したときは境財産区補助金申請内容変更承認通知書(別記様式第8号)により交付決定者に通知するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、交付決定者は、申請内容の変更が次に掲げる軽微な変更であるときは、境財産区補助金申請内容変更届出書(別記様式第9号)により届け出なければならない。
 - (1) 申請内容のうち、補助金の額の変更を伴わない変更があったとき。
 - (2) 交付決定者の名称又は代表者の変更があったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が軽微な変更であると認めたとき。

(補助対象事業の休止又は中止の承認等)

第12条 交付決定者は、第9条第4号の規定による補助対象事業の休止又は中止の承認を受けようと するときは境財産区補助金補助対象事業休止(中止)承認申請書(別記様式第10号)により管理者 に申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、現地調査、その 他必要な審査及び調査を行い、当該補助対象事業の休止又は中止を承認したときは境財産区補助金 補助対象事業休止(中止)承認通知書(別記様式第11号)により交付決定者に通知するものとする。
- 3 補助対象事業の休止又は中止の理由が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、補助対象事業を実施するために使用した機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費並びに補助対象事業を実施するために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費のうち、その全部又は一部について、予算の範囲内において補助金を交付することができる。
 - (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助対象事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は遂行できなくなったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、交付決定者の責めに帰すべき事由以外の事由により補助対象事業を遂行することができなくなったとき。

(実績報告)

- 第13条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、補助対象事業の成果を記載 した境財産区補助金補助対象事業実績報告書(別記様式第12号)に、次項に定める書類を添えて管 理者に報告しなければならない。
 - (1) 補助対象事業が完了したとき。
 - (2) 前条第2項の規定による補助対象事業の中止の承認を受けたとき。
 - (3) 補助対象事業が補助金の交付の決定を受けた年度内に完了しない場合において、当該年度が終了したとき。
- 2 補助対象事業実績報告書に添付する書類は、次の各号の書類とする。
 - (1) 収支決算書(別記様式第13号)
 - (2) 補助対象施設の新築等に係る経費の請求書及び領収書の写し
 - (3) 補助対象施設の設置前及び設置後(前項第2号及び第3号までの事由による報告にあっては、補助対象事業の着手前及び実績報告を行う時点)の状況を明らかにする書類
 - (4) その他管理者が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

- 第14条 管理者は、前条第1項の規定による補助対象事業の成果の報告を受けたときは、当該報告に係る書類を審査するとともに、当該補助対象事業の目的物(解体撤去の場合にあっては現況)について検査するものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 管理者は、前項の審査及び検査の結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、境財産区補助金交付確定通知書(別記様式第14号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第15条 前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた交付決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、境財産区補助金交付請求書(別記様式第15号)に管理者が必要と認める書類を添えて、管理者に請求しなければならない。

(概算払による交付の特例)

第16条 前条の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは、交付決定者は、当該補助事業 が完了する前に当該補助金の全部又は一部を請求することができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定により補助金の概算払による交付を受けようとするときは、境財産区 補助金概算払交付請求書(別記様式第16号)に管理者が必要と認める書類を添えて、管理者に請求 しなければならない。
- 3 概算払により補助金の交付を受けた交付決定者が、第14条第2項の規定による補助金の額の確定 の通知を受けたときは、直ちに境財産区補助金概算払精算書兼精算払請求書(別記様式第17号)に より当該補助金の額の精算を行い、当該精算に係る額の補助金の交付を請求しなければならない。 (決定の取消し等)
- **第17条** 管理者は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、その者に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、管理者がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。
 - (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途へ使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又は第9条の規定による条件に違反したとき。
 - (4) 補助対象事業に関係する法令等に違反したとき。
 - (5) その他管理者が補助金を交付することが適当でないと認める事由があるとき。
- 2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用が あるものとする。
- 3 管理者は、前2項の規定により補助金の交付の決定の取消しをしたときは、境財産区補助金交付 決定取消通知書(別記様式第18号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 管理者は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、境財産区補助金返還命令書 (別記様式第19号)により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第19条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者(以下「返還義務者」という。)は、その命令に係る補助金等の受領の日(補助金等が2回以上に分けて交付されている場合においては、最後の受領日とし、その日に受領した額が返還すべき額に達しないときは、これに達するまで順次さかのぼりそれぞれ受領した日)から当該返還を命ぜられた日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の加算金を財産区に納付しなければならない。
- 2 返還義務者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の延滞金を財産区に納付しなければならない。
- 3 管理者は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該返還義務者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 4 第1項の加算金及び第2項の延滞金の額を計算する場合における第1項及び第2項に規定する年 当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(財産処分の制限)

- 第20条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、若しくは効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は解体撤去するときは、管理者の承認を受けなければならない。ただし、当該交付決定者が補助金の全部に相当する金額を財産区に納付したとき、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して管理者が認めた期間を経過したとき、又は天災地変等の交付決定者の責めに帰することができないときは、この限りでない。
- 2 交付決定者は、前項本文の規定による承認を受けようとするときは、境財産区補助金補助対象事業財産処分承認申請書(別記様式第20号)により管理者に申請しなければならない。
- 3 管理者は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、承認をすると きは、境財産区補助金補助対象事業財産処分承認通知書(別記様式第21号)により当該交付決定者 に通知するものとする。
- 4 第17条の規定は、交付決定者が第1項の規定に違反して財産処分をしたときに、これを準用する。 (その他)
- 第21条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

加权 (免 3 未) 方	•/		
補助対象施設の	補助対象経費	補助率	補助限度額
区分			
	建築費、設備費及び解体撤去費	補助対象経費からこの規程	
	(用地取得費、造成費、外構工事	による補助金以外の補助金、	
集会施設	費及び備品購入費を除く。)	助成金等の額を減じて得た	
		額に10分の9を乗じて得た	
		額以内	
	建築費、設備費及び解体撤去費	補助対象経費の2分の1以	150万円
消防団詰所	(用地取得費、造成費、外構工事	内	
	費及び備品購入費を除く。)		
準ずる施設とし	建築費、設備費及び解体撤去費	補助対象経費の2分の1以	300万円
て境財産区管理	(用地取得費、造成費、外構工事	内	
者が認めるもの	費及び備品購入費を除く。)		

[※] 補助対象経費に補助率を乗じた額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は、切り捨てるものとする。

別記様式第1号(第7条関係) 別記様式第1号(第7条関係)

境財産区補助金交付申請書

年 月 日

那須烏山市境財産区管理者 那須烏山市長 宛て

申請者名称

代表者住所

代表者氏名

連絡先

那須烏山市境財産区補助金の交付を受けたいので、那須烏山市境財産区補助金交付規程 第7条の規定により、次のとおり申請します。

補助対象施設の種類	□ 集会施設 □ 消防詰所 □ その他施設
補助対象事業の内容	(例:公民館の新設、公民館の修繕)
交 付 申 請 額	円
2以上の自治会が共	
同して申請するとき	
は、共同する全ての	
自 治 会 名	

1 添付書類

- (1) 事業計画書(別記様式第2号) 1部
- (2) 収支予算書(別記様式第3号) 1部
- (3) 設計書等の設置する施設等の内容を明らかにする書類 1部
- (4) 設置に要する費用の見積書の写し及び明細書 1部

別記様式第2号(第7条関係) 別記様式第2号(第7条関係)

事業計画書

- 1 補助対象事業の内容
- 2 補助対象事業の目的
- 3 補助対象事業の完成予定年月日

年 月 日

4 新築等の種別及び経費内訳

新築・増築・改 築・修繕・解体 撤去のいずれか	摘 要	単 価	金	額	備考
計					

別記様式第3号(第7条関係) 別記様式第3号(第7条関係)

収 支 予 算 書

収入の部

			(単位:円)
区 分	予 算 額	付	記
計			

(単位:円)

支出の部

別記様式第4号(第8条関係)別記様式第4号(第8条関係)

(表)

境財産区補助金交付決定通知書

那鳥指令境財第 号 年 月 日

申請者名称 代表者住所 代表者氏名

様

那須烏山市境財産区管理者 那須烏山市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった、那須鳥山市境財産区補助金については、次のとおり交付することに決定したので、那須鳥山市境財産区補助金交付規程第8条の規定により通知します。

ただし、裏面に掲げる交付の条件を遵守しなければなりません。

補助対象施設の種類	□ 集会施設 □ 消防詰所 □ その他施設
補助対象事業の内容	
交付する金額	円
そ の 他	

交付の条件

- 1 法令等の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に 基づく境財産区管理者の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を行わ なければなりません。
- 2 この補助金は、申請及び決定のあった内容以外に使用してはなりません。
- 3 前2項に掲げるもののほか、次に掲げる条件を遵守しなければなりません。
- ※補助対象事業の内容、性質等に応じ、第9条各号に掲げる事項のうちから補助金等の 交付の目的を達成するための必要な条件を以下に明記すること。
 - (1) 補助対象施設の新築等(以下「補助対象事業」という。)に要する経費の配分の変更その他補助対象事業の内容の変更(第11条第3項に定める軽微な変更を除く。)をするときは、管理者の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業を行うために締結する契約のうち、建設工事の完成を目的とした契約を締結するときは、当該契約の相手方が当該建設工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
 - (3) 補助対象事業を休止し、又は中止するときは、管理者の承認を受けること。
 - (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに管理者に報告し、その指示を受けること。
 - (5) その他の条件があるときは、その内容を記載すること。
- 4 補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象事業について報告を求め、又は事務所、事業場等に立ち入り、補助対象事業に係る帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することがあります。
- 5 次に掲げる事項が判明したときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命じることがあります。この場合、那須鳥山市境財産区地域施設等補助金 交付規程第19条第1項に基づく加算金を納付しなければなりません。
 - (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 交付を受けた補助金を他の用途への使用をしたとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又は交付の条件等に違反したとき。
 - (4) 補助対象事業に関係する法令等に違反したとき。
 - (5) その他管理者が補助金を交付することが適当でないと認める事由があるとき。

別記様式第5号(第8条関係)別記様式第5号(第8条関係)

境財産区補助金不交付決定通知書

那鳥指令境財第 号 年 月 日

申請者名称 代表者住所 代表者氏名

様

那須烏山市境財産区管理者 那須烏山市長

印

那須鳥山市境財産区補助金については、次のとおり交付しないことに決定したので、那 須鳥山市境財産区補助金交付規程第8条の規定により通知します。

申	計	Ø	種	類]	集会施設	消防詰所	その他施設
申	計	Ø	内	容				
不	交	付 の	理	曲				

(教示)

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日(1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日(1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日(1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

別記様式第6号(第10条関係) 別記様式第6号(第10条関係)

境財産区補助金交付申請取下書

年 月 日

那須鳥山市境財産区管理者 那須鳥山市長 宛て

> 取下者名称 代表者住所 代表者氏名 連 絡 先

年 月 日付けでした那須烏山市境財産区補助金の交付の申請については、 那須烏山市境財産区補助金交付規程第10条第1項の規定に基づき、次の理由により取り下 げします。

別記様式第7号(第11条関係) 別記様式第7号(第11条関係)

境財産区補助金申請内容変更承認申請書

年 月 日

那須鳥山市境財産区管理者 那須鳥山市長 宛て

> 申請者名称 代表者住所 代表者氏名 連 絡 先

年 月 日付け那鳥指令境財第 号により交付の決定を受けた那須鳥山 市境財産区補助金に係る補助対象事業について、その内容を変更したいので、那須鳥山市 境財産区補助金交付規程第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助内	力対多	東事業	業の 容	
亦	変更内容	gal-m	変更前	
及	文	n	谷	変更後
変	更	理	曲	

添付書類

- (1) 0000000
- (2) 0000000

別記様式第8号(第11条関係) 別記様式第8号(第11条関係)

境財産区補助金申請内容変更承認通知書

那鳥指令境財第 号 年 月 日

申請者名称 代表者住所 代表者氏名

様

那須烏山市境財産区管理者 那須烏山市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助対象事業の変更については、次のとおり承認することに決定したので、那須烏山市境財産区補助金交付規程第11条第2項の規定により通知します。

なお、補助金の額を次のとおり変更します。

補助対象事業の内容		
変 更 内 容	変更前	
変 史 內 谷	変更後	
補助金の額	変更前円	
開 切 並 の 額	変更後円	
備考(変更承認に 付する条件)		

別記様式第9号(第11条関係) 別記様式第9号(第11条関係)

境財産区補助金申請内容変更届出書

年 月 日

那須烏山市境財産区管理者 那須烏山市長 宛て

> 届出者名称 代表者住所 代表者氏名 連 絡 先

年 月 日付け那鳥指令境財第 号により交付の決定を受けた那須鳥山 市境財産区補助金について、申請内容に変更が生じたので、那須鳥山市境財産区補助金交 付規程第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

補助	対象事	業の内	勺容					
atter and all	がマ	変	更	前				
変	更	内	容	谷	変	更	後	
変	更	理	由					

添付書類

- (1) 0000000
- (2) 0000000

別記様式第10号(第12条関係) 別記様式第10号(第12条関係)

境財産区補助金補助対象事業休止 (中止) 承認申請書

年 月 日

那須烏山市境財産区管理者 那須烏山市長 宛て

> 申請者名称 代表者住所 代表者氏名 連 絡 先

年 月 日付け那鳥指令境財第 号により交付の決定を受けた那須鳥山 市境財産区補助金に係る補助対象事業を休止(中止)したいので、那須鳥山市境財産区補 助金交付規程第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助対象事業の内容							
休止 (中止) 理由							
休 止 の 期 間 (※休止の場合)	在	F	月	日から	年	月	日まで

別記様式第11号(第12条関係) 別記様式第11号(第12条関係)

境財産区補助金補助対象事業休止 (中止) 承認通知書

那鳥指令境財第 号

年 月 日

申請者名称 代表者住所 代表者氏名

様

那須烏山市境財産区管理者 那須烏山市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助対象事業の休止(中止)については、 次のとおり承認することに決定したので、那須烏山市境財産区補助金交付規程第12条第2 項の規定により通知します。

補助対象事業の内容									
休 止 の 期 間 (※休止の場合)		年	月	日	から	年	月	日まで	
備考	補助対象	事業等	実績報	告書	(別記标	次の内容を 兼式第12号) 果を報告して	によ	り事業中止る	ŧ

別記様式第12号(第13条関係) 別記様式第12号(第13条関係)

境財産区補助金補助対象事業実績報告書

那須烏山市境財産区管理者 那須烏山市長 宛て

報告者名称 代表者住所 代表者氏名 連 絡 先

年 月 日付け那鳥指令境財第 号により交付の決定を受けた那須鳥山 市境財産区補助金に係る補助対象事業について、那須鳥山市境財産区補助金交付規程第13 条第1項の規定により、その実績を次のとおり報告します。

補助対象施設の種類	集会施設	消防詰所	その他施設	
補助対象事業の内容				
交 付 決 定 額				円

添付書類

- (1) 0000000
- (2) 0000000

別記様式第13号(第13条関係) 別記様式第13号(第13条関係)

収 支 決 算 書

収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	付 記
# 				

支出の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	付 記
計				

別記様式第14号(第14条関係) 別記様式第14号(第14条関係)

境財産区補助金交付確定通知書

那鳥	指令境	財第	号
	年	月	H

申請者名称 代表者住所 代表者氏名

様

那須烏山市境財産区管理者 那須烏山市長

印

年 月 日付け那鳥指令境財第 号により決定した那須鳥山市境財産区補助金の交付については、次のとおり確定したので、那須鳥山市境財産区補助金交付規程第14条第2項の規定により通知します。

補	助	対	象	施	設	の	種	類	集会施設	消防詰所	その他施設	
補	助	対	象	事	業	n	内	容				
交		付		決		定		額				円
交		付		確		定		額				円
		央定なる										

別記様式第15号(第15条関係) 別記様式第15号(第15条関係)

境財産区補助金交付請求書

年	100	
7.1	1-1	
	/ 3	

(ED)

那須鳥山市境財産区管理者 那須鳥山市長 宛て

> 請求者名称 代表者住所 代表者氏名 連 絡 先

年 月 日付け那鳥指令境財第 号により確定した那須鳥山市境財産区補助金について、那須鳥山市境財産区補助金交付規程第15条の規定により、次のとおり請求します。

交付請求額	円	
GI		

なお、次の口座に振込願います。

	銀 行	本店
金融 機 関	信用金庫	支店
	農業協同組合	()
預 金 種 目	普通 ・ 当座 ・ その	他
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人		

添付書類

振込先口座の通帳等の写し

(金融機関名、本支店名、預金種別、口座番号、口座名義人のカナ表示が確認できるもの。)

別記様式第16号(第16条関係) 別記様式第16号(第16条関係)

境財産区補助金概算払交付請求書

年 月 日

那須鳥山市境財産区管理者 那須鳥山市長 宛て

年 月 日付け那鳥指令境財第 号により交付の決定を受けた那須鳥山市 境財産区補助金について、概算払による交付を受けたいので、那須鳥山市境財産区補助金 交付規程第16条第2項の規定により、次のとおり請求します。

概算払により交付 を受けたい理由	
を支けたい産田	

				交付決定	額	円
交	付	請	求	前 の 受 領	で 額	円
				今 回 請 求	額	円

8

なお、次の口座に振込願います。

-3.40	, ,	(0)	H Æ (C	10人区が4、4、4、7	0					
						銀	行		7	本店
金	融	機	関			信用	金庫		3	友店
					農	業協同	組合		()
預	金	種	B		普通		当座	その他		
П	座	番	号							
(7	ァリ	ガナ	-)							
口度	座 彳	3 義	人							

添付書類

振込先口座の通帳等の写し

(金融機関名、本支店名、預金種別、口座番号、口座名義人のカナ表示が確認できるもの。)

別記様式第17号(第16条関係) 別記様式第17号(第16条関係)

境財産区補助金概算払精算書兼精算払請求書

年 月 日

那須鳥山市境財産区管理者 那須鳥山市長 宛て

概算払により交付を受けた那須烏山市境財産区補助金について、次のとおり精算し、当該精算に係る額を交付されるよう、那須烏山市境財産区地域施設等補助金交付規程第15条第3項の規定により、次のとおり請求します。

なお、交付確定額が概算払いにより既に交付を受けた額を下回るときは、その差額について速やかに納入します。

	交付確定額	円
精算内訳	概 算 払 受 領 額	円
	精 算 払 請 求 額	円

※ 概算払により既に交付した額を交付確定額が上回ったときは、その差額を「概算払交付請求書」に記載の口座に振り込みます。

別記様式第18号 (第17条関係) 別記様式第18号 (第17条関係)

境財産区補助金交付決定取消通知書

那鳥達境財第 号 年 月 日

名 称 代表者住所 代表者氏名

様

那須烏山市境財産区管理者 那須烏山市長

印

年 月 日付け那鳥指令境財第 号により決定した那須鳥山市境財産区地域施設等補助金の交付については、次の理由によりその全部(一部)を取り消すことに決定したので、那須鳥山市境財産区補助金交付規程第17条第3項の規定により通知します。

補助対象事業の	
名 称	
	交付決定額
取消し内容	取り消す額
	更 正 決 定 額
取消し理由	

(教示)

1 審査請求について

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

上記1の審査請求のほか、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日(1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日(1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日(1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

別記様式第19号(第18条関係) 別記様式第19号(第18条関係)

境財産区補助金返還命令書

那鳥達境	財第	号
年	月	日

名 称 代表者住所 代表者氏名

様

那須烏山市境財産区管理者 那須烏山市長

印

年 月 日付け那鳥達境財第 号により取り消した那須鳥山市境財産区補助金について、那須鳥山市境財産区補助金交付規程第18条の規定により、次のとおり返還を命じます。

返	還 1	命	令	額					円
加	í	算		金					円
返	還	期	ı	日			年	月	日

- 注1 返還に当たっては、那須烏山市境財産区補助金交付規程第19条第1項で定める加算 金が課せられます。
- 注2 返還期日を過ぎたときは、那須烏山市境財産区補助金交付規程第19条第2項により 延滞金が課されます。

別記様式第20号(第20条関係) 別記様式第20号(第20条関係)

境財産区補助金補助対象事業財産処分承認申請書

年 月 日

那須烏山市境財産区管理者 那須烏山市長 宛て

> 申請者名称 代表者住所 代表者氏名 連 絡 先

次の理由により財産を処分したいので、那須烏山市境財産区補助金交付規程第20条第2項の規定により申請します。

補助年度及び 補助対象事業の名称	4	年度							
処分しようとする財産									
処分しようとする 財 産 の 種 類	口集	会施設	□ i	肖防計	吉所	その	他施設		
取 得 金 額 及 び 取 得 年 月 日			円				年	月	日
助祖 人 婚 に か は ス 内 部	財産区 補助金		円	自資	己金				円
取得金額における内訳	その他 補助金	(補助金名	:	- O) 円	
処 分 内 容	(fill)	目的外使用 旦保 □	こその化]譲犯 也 (度	交換		貸付)
処分しようとする理由									
処分する相手方の氏名 又 は 名 称 及 び 住 所									

添付書類

- (1) 0000000
- (2) 0000000

別記様式第21号(第20条関係) 別記様式第21号(第20条関係)

境財産区補助金補助対象事業財産処分承認通知書

那鳥指令境財第 号 年 月 日

申請者名称 代表者住所 代表者氏名

様

那須烏山市境財産区管理者 那須烏山市長

印

年 月 日付けで申請のあった財産処分については、次のとおり承認することに決定したので、那須鳥山市境財産区補助金交付規程第20条第3項の規定により通知します。

処分し	ようと	する			
財		産			
処 分	内	容			
処分す	る相手	方の			
氏名又	は名称	及び			
住		所			